

憲法ゼミで遠藤周作『海と毒薬』を読む

市川 直子

1. はじめに

2011年6月27日（月）、ビブリオバトル（知的書評合戦）大学生大会が、紀伊国屋本店4階紀伊国屋ホールにおいて開催された¹⁾。ビブリオバトルとは、4～5名の参加者が自己の薦めたい本を1冊ずつ持ち寄って順番に5分間ずつその本の良さをアピールした後、聴衆者がもっとも読みたいと思った本に1票を投じ、最多票を獲得した本がチャンプ本に決定される、というゲーム感覚の書評合戦である。このビブリオバトルは、内容密度の濃いプレゼンテーションが中心となるだけに、まさしく知的な書評合戦である。

「本との出会いの場」を創りだす書店を目指している（株）紀伊国屋書店は、このビブリオバトルの推進団体が掲げる「人を通じて本を知る、本を通じて人を知る」という基本コンセプトに共感し、2010年からその普及活動を行っている。その一環で2011年、紀伊国屋書店が関東一円の大学図書館に声をかけ、今回のビブリオバトル大学生大会を開催した。そして、この大会に城西大学現代政策学部3年生の宮嶋迅さん²⁾が遠藤周作の『海と毒薬』を手にして出場した³⁾。

宮嶋さんの参加が決定した直後からの約1か月半、政策研究プロジェクトⅠ（以下、憲法ゼミ）では、ゼミ生皆で遠藤周作の『海と毒薬』を題材として意見を述べあった。憲法ゼミは本来、憲法の判例評釈を目的としているが、ゼミ生全員でおこなった法律風の小説論もまた興味深いものとなった。

そこで小稿は、宮嶋さんの報告文とあわせて、憲法ゼミでの考察の一端を紹介する⁴⁾。

2. 宮嶋さんの報告シナリオ

まず宮嶋さんが5分間の発表内容をまとめてきた。ゼミ討論の始点となっているので、やや長くなるが、彼の原稿⁵⁾をここに掲載する。



右から6人目が宮嶋さん

「人はなぜ本を読むのでしょうか。学ぶため、娯楽、趣味、様々な目的が考えられます。

私にとって読書とは、自分と向き合う為の作業であり、自己の棚卸しを意味します。棚卸しとは内観であり、自己の本質や真実を、正念を持って観察する苦しさを伴うものだと思います。

私が遠藤周作の『海と毒薬』を手にとったのは中学生の時です。

戦争末期のこと、九州の大学病院で医師達が米軍捕虜の生体解剖実験を、表向きは医学発展のためとしながら、本当は自己のエゴで行いました。その組織という名の暴力の中で起こる人間模様が、本書では作者の死生観を通して描かれています。

これを読むと、人はどこまで残酷になれるのか、他人の痛み鈍感になれるのか、と考えざるを得ません。閉ざされた空間では、公の場では決してしないであろう人間の行為を止められない狂気が生じます。個人ではなく組織に組み込まれ、操り人形のように動かされている様な錯覚に陥る恐怖を感じます。

生体実験に加担した人々、執刀した医師、介助した看護師、カンテラで光を灯した人、これらの人間の間に罪の違いはあるのでしょうか。当人にとっては、差異を主張したいところでしょうが、それを制止せずに現場にいたという事実の前で、その深さに差は生じないのです。

この事件を巡る人々の間で罪そのものは均衡を保ち続けることになります。

平成の現在、重い口を開き始めたのはカンテラを持った人間でしたが、「何故止めなかったのか？」の質問に答えることはありません。

この本の魅力は遠藤周作が読み手に向かって、絶えず「あなたなら、どうしますか？」と問いかけてくるところです。

平和の時代に生きている私は、明確に答える術を持たず、ずっと行きつかない道の上をいつまでも歩き続けているように、良心がさ迷うのです。

あなたの心の中に住む勝呂は、善人の部分もありながら、権力に押し流されてしまい、心に振れを生じます。それを端的に現しているのが「苦しゅうなるんや」という科白だと思うのです。

誰にもそれ程顧みられる事なく、骸となり木箱につめられた「おばはん」は、戸田が看破したように、勝呂にとって一種神の如き意味を持つ存在であったでしょう。彼女の命を象徴していたポプラに、老いて悪意のない小使いさんの持つ斧が、まるで病魔がそうさせるように、少しずつ打ち込まれ、それは切り倒されてゆくのです。

「死ぬことがきまっても、殺す権利はだれにもありませんよ」と言ったヒルダは、女として不完全であると劣等感を持つ上田ノブに善魔を見透かされますが、彼女は作者の信仰心の光と影

を炙り出しているのです。

『海と毒薬』を色で読み解くと、「海」は黝み、実験的手術によって流れ出る血さえも黒く、「毒薬」は死に色を呈し、狂気と恐怖で無彩色なのです。

『海と毒薬』までの道程は「アデンまで」でフランス留学体験を、「白い人」では善と悪との対立を、「黄色い人」でキリスト教の意味を追求し、この作品へとつないだのです。

人間遠藤周作の振り幅の大きさは、面白おかしいエッセー「狐狸庵シリーズ」からシリアスな小説まで描ける相当なもので、多面性を感じさせ、人の心を引きつけて止みません。

彼の神との出会いは、母と叔母がクリスチャンであった事から始まり、その洗礼は逃られない彼の一生のものとなったのです。私は幼かったであろう周作少年の心を思わずにはいられません。

十年にもわたり私の心をつかんで離さない作品に出会えた事に感謝し、頁を捲る度に本から見つめられるような眼差しを感じる体験、自分を見つめなおす行為を、今日会うことのできた皆様に、お勧めしたいと思います。」



宮嶋さんの報告（第1ゲーム）

3. 遠藤周作『海と毒薬』

ビブリオバトルに参加した宮嶋さんは、国文学専攻の図書館長から懇切丁寧な指導を直々に受け、この名作に対する理解を深めていった。彼はまた、県立神奈川近代文学館の「遠藤周作展⁹⁾」に行って作家の生涯や作品の系譜についても研究していた。それに対し、他

のゼミ生はみなが遠藤周作という小説家を知っていたわけではなく、『海と毒薬』という小説をかならずしも読んでいたわけではない。そのためゼミ討論の最初の段階で、概況をおさえる必要があった。

3.1 遠藤周作

遠藤周作は、1923（大正12）年生まれで、フランスから帰国した後に作家として立ち、1996（平成8）年に亡くなるまでの間に、数多くの秀作を世に送り出した。彼の最初の小説である「アデンまで」から今回とりあげる『海と毒薬』までが、カトリックの否定を問う初期の作品といわれ、そのあと彼の代表作である『沈黙』などでは、カトリックの土俗化の確立が模索されていったといわれる⁸⁾。

3.2 『海と毒薬』

この物語は、郊外の医院にかよう「私」が、その医院の医師「勝呂」の過去に不信感をもつところからはじまる。その答えを求めて過去にさかのぼっていく。

戦時中、医学部の助手であった勝呂と同僚の「戸田」は、第1外科の指導者「橋本」教授から米軍飛行士の実験手術への参加をさそわれ、2人とも断りきれなかった。その結果、勝呂は参加したことを悔いることになり、対する戸田は後悔のないことを恐怖に感じた。この後悔と畏怖を軸にして、看護婦の鑑のような橋本教授の妻「ヒルダ」と、彼女へのライバル心から手術に加わる看護婦「上田」が色をそえる。もちろん他にも多くの人々が描かれ、ゼミ生は勝呂の診ていた患者「おばはん」などにも救いを見いだしていた。

3.3 小説と映画

『海と毒薬』は、1957年に文学界8・10月号に掲載され、翌1958年に文芸春秋社から単行本として刊行された。その後1962年には新潮文庫となり、1971年には講談社文庫、1980年には角川文庫としても出版された。2000年代に入っても、2003年に新潮文庫の改版、2004年に角川文庫の改版、2011年には講談社文庫の新装版が出されている。

また1969年に映画の企画がもち上がり、実業家の資金援助を得ると、熊井啓監督のもとで遠藤周作自身が「海と毒薬」制作委員会の委員長をつとめ、2時間

ほどの撮影フィルムが制作された。1986年に公開された映画は、基本的に原作通りに活写されているが、社会科学の視点が加わっているといわれる⁹⁾。この名画は2001年にDVD化され、現在でも容易に鑑賞することができる。

4. 登場人物の心理

小説は人間の内面を明らかにする。「人はどこまで残酷になれるのか」と疑念をいだくゼミ生にとって、実際に起こったことを知り、体験した人の声を聞くことは、自己の答えを見いだす手がかりになろう。

『海と毒薬』は、第2次世界大戦中、九州大学医学部で起きた米兵の生体解剖を素材にしている。著者自身が福岡にいき、新聞社をまわって取材をしている¹⁰⁾で、ゼミではその題材になった事実を通観していった。

4.1 九州大学医学部事件（相川事件）

1945年5月17日から6月2日にかけて、九州大学医学部第1外科の数名の医師および医学生は、同医学部解剖学教室において、陸軍関係者の見守るなか、負傷したり負傷していなかったりしたB29搭乗員で九州北部に降下してきた8名の米国人を実験手術し、術後に若干の臓器の摘出をした。

この手術に至る経緯については、諸説いり乱れている。大筋のところでは、軍医見習士官（戦中に爆死）が生体手術を発案し、陸軍責任者から許可をえた後、恩師の九州大学医学部外科主任教授（獄中で自殺）に話をもちかけて実行に移していった。外科教授が執刀し、助教授2名、講師1名、看護婦などが補助をしていたが、手術場所が解剖実習室であったため、解剖学の教授や専攻学生らも巻きこんでいった。

1946年、匿名投書によって生体解剖が発覚した。GHQによる激しい尋問のすえ、横浜法廷で1948年3月、陸軍関係者16名、九大関係者14名の合同裁判が開始された。100名以上の証人喚問を経て、同年8月27日、陸軍関係者のほか、九大関係者3名が絞首刑、2名が終身刑、9名が重労働刑という判決結果となった。もっとも、1950年には、九大関係者の再審が決まり、絞首刑の判決が下されていた3名は懲役10年ないし45年に減刑され、1952年の講和恩赦で他の者も含めて

減刑され、1958年までに全員が釈放されている。

4.2 事件当事者の述懐

上記事件のなかで、作家が注目したのは主任教授のもとで働く助教授2名であった。1人は1回目から4回目までの手術をこなした医師で、1回目の手術内容をあらかじめ知っていたわけではなかったが、2回目以降も異様な手術であることを承知したうえで補助していた。いま1人は、逡巡していることをうかがわせる行動をとっていた。彼は、同じく1回目の手術に無防備で参加してしまったが、2回目の手術は、術中に部屋をぬけだし終了まぎわに戻ってきていた。3回目の手術は用事があるといって辞退し、4回目の手術には声をかけられず、加わらなかった。この後者の医師が主人公の勝呂であろう。そして彼は事件から30余年を経て、ジャーナリストのインタビューに応えるかたちで、その胸の内を語っている。むきだしの言葉ではあるが、人間の内面を理解するという視点から、2点を抜粋する。

4.2.1 良心の呵責

「なぜ、われわれが事件について語りたがらないか、あなたはわかりですか。…それは、誰しもみんな自分自身を責めておるからです。何もかも自分さえしっかりしておれば起きなかったことで、すべては自分の責任だと思うからこそ、30年間みんな黙って生きてきておるのです」¹¹⁾

「私は今でも悔やまれてならんとですよ。どうして2回目にまた、のこのこと解剖実習室に出かけていったのかと」。「いや、2回目に出かけて行って手伝ったことを悔いるよりも、どうして1回目に“手術”をやめさせなかったのかと、時がたてばたつほど悔やまれてならんとです」¹²⁾

4.2.2 心の救済

「なぜ肝心のあの時黙っておって、今頃になってこうして打ち明けるのかとおっしゃるかもしれませんが、実はあの事件にからんで、私にとってただ1つの救いは、1人で教授を諫めにいったという、あの点のみなのです。当時は所用で教授室へ入るのさえ胸がドキドキした時代でした。ましてや教授の行動を批判す

るために出かけていくということがどれほど神経の緊張することであったか、… 教授には、…『軍に事情を話して、もう飛行士を大学に送らぬように説得してくれ』という論法で申し出ました。ともかくあの日、1人で乗り込んでいったときのことを思い出すときだけ、私は少うし気が休まるとです」¹³⁾。

4.3 憲法の人権保障

こうした一個人の心情の扱いは、日本国憲法の人権保障とどのように関係しようか。小説では、軍人が勝呂に「君の自由なんだよ。本当に」と自由を強調していた。そもそも登場人物たちのもつ自由には、どのようなものがあるのでしょうか。本来の憲法ゼミに立ち戻って人権条項を確認していく。

4.3.1 思想・良心の自由、信教の自由

日本国憲法19条は、個人の内面的精神活動の自由のもっとも根本的なものとして、思想・良心の自由を保障する。思想・良心の自由とは、通常、世界観、人生観などの個人の人格的な精神作用をひろく含み、本件のような内面に深刻な影響を与える負い目にも、それは及んでこよう。

そして、このような思想・良心の自由を「侵してはならない」とは2つの意味をもつ。第1に、個人がいかなる人生観をもとうとも、それが各人の内心の領域にとどまる限りは絶対に自由であり、国家権力は個人の思想にもとづいてその者に不利益を課したり、特定の思想を抱いたりすることを禁止できない。第2に、国家権力は個人の抱く思想について告白を強制できず、沈黙の自由を保障しなければならない。

軍人が勝呂に被せかけた「自由」は、当時の社会情勢を考慮すれば、侵害されない本当に保障された自由ではなからう。しかしながら、勝呂には拒否権がわずかでもあったことを重視すれば、その自由は真の自由であったとも解される。ゼミ生はこのように理解していた。

また、日本国憲法20条は、何人に対しても信教の自由を保障する。ここにいう信教の自由には、信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由が含まれる。そのうち信仰の自由とは、宗教を信仰または信仰しない自由であり、信仰する宗教を選択または変更す

ることにつき、個人が任意に決定する自由である。もちろん神の定義についても、個人の自由である。

4.3.2 学問の自由

日本国憲法23条は、学問の自由を保障する。これは通例、真理の探究である学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由に分けられる。最前者の研究の自由は、先の思想の自由とも重なるが、さらに高度の自由として保障される。

もっとも、たとえば遺伝子組換え技術やクローン技術などの研究は、人類の発展に有害な影響を与えるおそれがある。こうした先端科学研究については、あくまで研究者個人の自由を尊重し、専門家相互による自主規制にまかせるのか、あるいは法的規制を必要とするのかにつき、議論が分かれている。とはいえ、人体実験や生体解剖にいたる研究は、保障される自由の範囲をこえることに異論はなからう。

4.3.3 プライバシーの権利

憲法の人権論は、基本的に、国家対個人の関係で組み立てられる。しかし私人間においても、同様の自由の保障は必要である。通例、これらの権利はプライバシー権として保障される。

日本国憲法13条の幸福追求権からは、個人の人格的生存に不可欠な権利自由を導くことができる。私生活をみだりに公開されない権利というプライバシー権が、社会変革にともなって認められる権利として位置づけられている。私人間においては、人はだれでも他者を人格的生存が不可能な状態にまで追いこんではならない。他者との間に一定の距離を保ちながら、各人が生を実感し、自己の構築した思想、自己の良心や信仰にもとづく判断や行動をとることが求められる。

物書きは、憲法上、他者がむやみに踏みこんではならないこの領域に入りこみ、想像力を駆使して人間の深層心理を明らかにしていく。読み手は語り手とともにイメージを膨らませながら、このプライバシー権によって保護された勝呂、戸田、上田たちの“罪”の構造を読みといていくことになる。

5. 登場人物の生きる社会

小説は人間を描きながら、社会の実像に迫っていく。『海と毒薬』の舞台や九大事件では、医師のモラルのほか、戦争や捕虜の取扱いについても問題になっていた¹⁴⁾。後者に注目し、物語の登場人物たちの社会認識を確認していこう。

5.1 登場人物やそのモデルの言葉

小説の中で戸田は「みんな死んでいく時代なんや」という言葉を吐いていた。また、解剖学教授のモデルは、次のように書いている。「正直に言って、日本国土を無差別爆撃し、無辜の市民を殺害した上、捕縛された敵国軍人が、国土防衛に任ずる軍隊から殺されるのは当然だと思った。それが戦争であり、自然の成行きなのだと信じていた」¹⁵⁾。

ここに投げ出されたものは、死がそばにあった戦中の人々がおそらく口にしたであろう言葉であり、戦争体験者が振り返ったときの普通の戦争イメージであったらう¹⁶⁾。なぜなら、平和な時代におけるゼミ討論においても、「なぜ捕虜を人道的に処遇しなければならないのか」、「人道的な処遇を施すメリットは何か」ということが争点になったからである。そこで次に、法規範としての憲法と国際法を点検することになった。

5.2 憲法とポツダム宣言

1945年、日本政府はポツダム宣言を受諾し、連合国に無条件降伏をした。大日本帝国憲法は、1947年に日本国憲法が制定されるまで廃止されていたわけではなく、新たな原理に抵触する限りで重要な変革を被りながら存続していた。この部分的にはあれ、当時の憲法を変革していた新たな原理は、ポツダム宣言に示されていた。

ポツダム宣言9項は、「日本国軍隊は、完全に武装を解除せられ」とし、同12項は、「平和的傾向を有」する政府の樹立を求めていた。これらの条項から、大日本帝国憲法は破棄され、新しい日本国憲法が制定されていくのであるが、そもそも軍部の独走をめぐる統帥権の独立をなんとかして統制せねばならない、という内在的な改憲理由のあったことも忘れてはならない。この平和主義に関することがらは、日本国憲法の

第2章「戦争の放棄」と第6章「内閣」における文民条項（第66条）に結実していく。

また、ポツダム宣言10項は、「吾等は、…、吾等の俘虜を虐待する者を含む一切の戦争犯罪に対しては厳重なる処罰を加へらるべし。…」と定めていた。この規定は、新原理の宣言というよりも、慣習法や条約からなる国際法を明示したにすぎない。とはいえ、この規定を根拠にして、翌1946年1月19日、極東国際軍事裁判所条例がつくられ、同条例5条「人並に犯罪に関する管轄」は、次のように定める。

「本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪に付個人として又は団体構成員として訴追せられたる極東戦争犯罪人を審理し、処罰するの権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は、個人責任あるものとし、本裁判所の管轄に属する犯罪とす。（イ）…略…（ロ）通例の戦争犯罪 即ち、戦争法規又は戦争慣例の違反。（ハ）…略…」

通常、上記（ロ）（ハ）の該当者をあわせてB・C級戦犯とよぶ。小説の登場人物たちは、法政治的には、この戦争犯罪人（戦犯）に該当する。

5.3 捕虜に関する法規範

第2次世界大戦まで、国際法は平時国際法と戦時国際法に分かれていた。戦時国際法には、交戦当事国に適用される交戦法規と、戦争行為にかかわる限りで第三国との関係を規律する中立法規があり、前者の交戦法規に捕虜の待遇などが含まれていた。

5.3.1 ハーグ陸戦条約

陸戦に関する国際法の規範は、近世初頭から徐々に形成され、ほぼ19世紀初め頃までに慣習法として確立した。その戦争法規の法典化が19世紀後半からはじまり、1899年と1907年にオランダのハーグで開かれた国際会議において、多数の条約が採択された。この中にハーグ陸戦条約とハーグ陸戦規則があり、日本も1911年11月6日に批准し、1912年1月13日に公布していた。

陸戦の法規慣例に関する規則第1章「交戦者の資格」（第1条ないし第3条）と第2章「俘虜」（第4条ないし第20条）から、第3条と第4条を拾ってみる。

「第3条 交戦当事者の兵力は、戦闘員及非戦闘員

を以て之を編成することを得。敵に捕われたる場合に於ては、二者均しく俘虜の取扱を受くるの権利を有す。

第4条 俘虜は、敵の政府の権内に属し、之を捕えたる個人又は部隊の権内に属することなし。

俘虜は、人道を以て取扱わるべし。

俘虜の一身に属するものは、兵器、馬匹及軍用書類を除くの外、依然其の所有たるべし。」

上記を眺めれば、交戦国政府は、敵国の兵力であった者を捕獲した場合、兵士を捕えた人々からすぐに引き離して捕虜として取扱う責務を負う一方で、捕獲兵士は捕虜として人道的に取扱われる権利をもつ、という構造がわかる。ゼミ生の中には、ハーグ陸戦条約というものがあり、そこには捕虜に関する規定が置かれ、しかもその捕虜規定は第2次世界大戦前から存在していた、ということに目を瞠る者がいた。

もっとも、第2次世界大戦中、この規定通りの取扱いはなされていなかった。捕えられた者はまず捕虜かどうかの判別を受けることが必要であるとされ、その判定は軍律会議にゆだねられた。B 29の飛行士たちも、一般捕虜か、それとも無差別爆撃という国際法違反をした戦時特別重犯罪人かという判定を、正式な軍律会議で受ける必要があった。しかしながら、この法定手続きは実際には遵守されていなかった。九大事件においては軍律会議が省略され、捕獲された者たちは一般捕虜ではないと即断され、実験手術の対象にされてしまっていたのである¹⁷⁾。

5.3.2 ジュネーヴ条約

ハーグ陸戦条約の捕虜規定を充実させるかたちで、1929年、捕虜待遇に関するジュネーヴ条約が締結された。このジュネーヴ条約は、第2次世界大戦を経た1949年に改訂され、現在、ジュネーヴ4条約とそれを補完する1977年の2つの追加議定書とともに、ジュネーヴ諸条約ともいわれる。現行の第3条約（捕虜条約）に依拠し、捕虜とされる者の待遇を一瞥しておく。

第13条が「捕虜の人道的待遇」条項である。

「① 捕虜は常に人道的に待遇しなければならない。抑留国の不法の作為又は不作為で、抑留している捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大

な違反と認める。特に、捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行ってはならない。

② また、捕虜は、常に保護しなければならない、特に、暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

③ 捕虜に対する報復措置は、禁止する。」

同14条1項は、「捕虜は、すべての場合において、その身体及び名誉を尊重される権利を有する」として、捕虜の権利を保障する。

5.4 戦争の違法化と武力紛争犠牲者の保護

以上をまとめて、時系列に並べてみよう。一方において、第2次世界大戦前、1928年にパリ不戦条約が締結され、侵略戦争の放棄はすでに宣言されていた。戦後、平和主義を基本原理とする日本国憲法が制定され、この戦争違法化の流れの中で第9条は戦争の放棄を謳っている。他方において、1907年、国際慣習法に起源をもつハーグ陸戦条約が採択され、戦時下における戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ条約も1929年に採択された。捕虜に関するジュネーヴ条約は1949年に改訂され、日本でも1953年に発効し、防衛省H P¹⁸⁾で容易に閲覧することができる。

現在、戦争は世界規模で違法化され、たとえ武力紛争が生じたとしても、国家は自国の勢力圏内に陥った敵国の者を自在に処分できるのではなく、彼らを捕虜として適切に保護しなければならない。そして一般国民も、さらに高度の学問研究の自由を認められる研究者も、捕虜に対して人道に反する処遇をする自由など有していない。

『海と毒薬』は偶々、捕虜の処遇に触れているにすぎないのかもしれない¹⁹⁾。しかしながら、この本の読者は、登場人物の経験を頼りにして彼らの生きた社会に思いを巡らし、さらに自己の生きる現代社会のあり方に思考を進めていかなければならない。読者は、日本国憲法の平和主義とジュネーヴ法系の法規範を知り、その重要性に気づく必要がある。憲法ゼミで『海と毒薬』を読む意味はここにあるだろう。とりわけ読み手が改憲論を視野に入れるとき、国際人道法とよばれる

交戦法規の本格的考察は不可欠である。

6. 最近の問題とのつながり

『海と毒薬』で取り上げられていた事件の怪奇さから、ゼミの質疑応答では、同様にグロテスクな最近のニュースに話が飛んでいった。それは本年初頭まで日本各地を巡回していた「人体の不思議展」に関するものである。

2010年末、「人体の不思議展に疑問をもつ会」を中心とするグループが人体の不思議展実行委員の活動を違法として刑事告発した。翌2011年、京都府警察は捜査を開始した²⁰⁾、同年5月30日、立件は見送られた²¹⁾。ゼミ生はこれらの記事を思い浮かべ、直観的になにか関連がありそうだと考えたようであった。そこでこの点についても瞥見していった。

6.1 死体解剖保存法

まず違反が指摘された法律は、次のような目的をもつ死体解剖保存法であった。

「第1条 死体（妊娠4月以上の死胎を含む。…）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。…）の教育又は研究に資することを目的とする。」

この死体解剖保存法が制定されたのは1949年6月10日であり、先の九大事件の判決が出されていたのは、その前年の1948年8月27日であった。この法律制定と判決の出された時期の近接性は、気になるところである。というのも、同法第20条が「死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当っては、特に礼意を失わないように注意しなければならない」と規定しているからである。「礼意」という文言を用いて死体を冒瀆しないように要請している。

死体の解剖や保存は、保健所などの許可をえて適正に実施すれば、かつ礼意を失わなければ、公衆衛生の向上をはかることができるし、医学の教育または研究のためになる。この医学の発展という大義名分は、小説の中で戸田が重症患者である「おばはんなぞ、空襲でなくなるより、病院で殺された方が意味があるやな

いか」と発した言葉を想起するとき、不気味である。医師にヒポクラテス・オース（医道にもとめることはせぬという誓い）を求めるだけではなく、研究者の自由の限界、解剖される人間（人体）の権利保障を、一層のこと明確にする必要があるだろう。

新聞記事に目を通す限りでは、本法をめぐる議論は人間の尊厳論や権利保障論に向かってはいない。それは人体標本が死体か否かというものであり、厚生労働省の死体判断が出された後も、死体標本を展示会場で保管（展示）することは可能か、それは本法の保存に該当するかということが争点になっているようである。

6.2 臓器移植法

人体の不思議展のHP²²⁾には、全身標本、頭部標本、神経系標本、消化器系標本などが写真とともに簡単に解説されているが、この画面の一覧だけでは問題の所在が判然としない。しかし他のHP²³⁾に目を泳がせていくと、解剖・加工された死体はそもそも誰であったのか、その人は標本化への同意を本当に生前に与えていたのかなどが疑われていることがわかる。そして移植のための臓器についても同様の問題のあることがうかがえた。ここから、ゼミでは臓器移植法の制定背景を調べるようになった。本法については、子どもの臓器提供や臓器売買に関する犯罪が話題をよび、ゼミ生の関心が高い。

1968年、日本で初めて脳死移植が行われた。しかし、21歳の大学生から心臓を移植された18歳の少年は3か月もせずに死亡してしまい、担当医師は殺人罪で刑事告発された。以後、脳死移植は日本では下火になった。しかし、欧米諸国では通常の医療行為として認められたため、国内の多くの患者は移植手術を受けに出国していった。この状況を改善するため、1997年、議員立法によって臓器移植法が制定された。

「この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術（…）に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的と」（第1条）する。本法も移植医療の適

正な実施という名目のもとで、「医師は、…、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる」（第6条1項）と定め、臓器摘出を積極的に進める内容となっている。

たしかに、本法は「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための適用に関する意思是、尊重されなければならない」（第2条1項）としてドナーの意思の尊重を定めてはいる。しかしながら、それは人間（人体）の権利保障とは必ずしも直結していない。しかも「死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わないように特に注意しなければならない」（第8条）と定め、医師には従来と同様の礼意を要請するに止まる。本法は、従来からの3兆候（心臓停止、呼吸停止、瞳孔散大）を確認する心臓死とは違い、呼吸をし体温もあり眠っているように見える人を「死体」として位置づけて臓器の摘出を進めていく。この本法の拠って立つ思想は、「あの捕虜のおかげで何千人の結核患者の治療法がわかるとすれば、あれは殺したんやないぜ。生かしたんや」という戸田の考えと通底している。多くの人のさまざまな死が積み重なって確立してきた医学や医療の本質を、ここに見ることができよう。

7. 憲法ゼミとビブリオバトル

憲法ゼミで文学作品を取り上げる場合、それは日本国憲法21条の表現の自由をめぐるものであることが多く、書き手の表現の自由と登場人物のモデルのプライバシー権との調整の議論となる。しかしながら、今回のゼミでの小説論はおもむきが異なった。『海と毒薬』が抱えこんだ倫理不在のけだるさ（海）に着眼し、人間観察に鋭い文学者の目を通した人間関係（毒薬）の洞察にわずかでも取り組んでいったのである。そして捕虜の権利保障や臓器提供主体の意思の尊重に注目するに至って、その権利保障の程度が相対的に低い一方で、医療者には礼意という曖昧かつ高い倫理を保持するように要求していることが浮かび上がってきた。平和主義の問題とともに、これをどのように解して、どのような法政策論として展開していくのか。それが前期のゼミで残された課題であろう。

ビブリオバトル大学生大会²⁵⁾に参加した宮嶋さんは、「自分の力を出し切った」と語っている。傍から見ていだけでも、彼が真剣に立ち向かっていったことがわかった。彼の関心からは相当に隔たりのある考察ばかりで、ゼミ全体で応援するところまで凡そいかなかったが、ゼミ生全員を巻きこんだ小説論は、例年になく有意義であった。本年前期の憲法ゼミは、大勢の人が協力して実現したビブリオバトルに支えられて進行していった、と総括できよう²⁶⁾。

【注】

- 1) http://www.kinokuniya.co.jp/label/assets_c/2011/06/bibliobattle_web0615-3866.html
- 2) 宮嶋さんは、2011年5月20日に参加希望をだし、学内選考を通過した後、同年6月14日、21日、24日に研究室でスピーチの練習をしていた。その際、隣室の坂口博教授からも適切な助言をもらった。
- 3) 当日は現代政策学部の教員のほか図書館の職員もかけつけてくれた（図書館HP参照）。入試課でも、宮嶋さんにインタビューをした上でポスターを作成して声援を送ってくれた。
- 4) 本稿における『海と毒薬』の引用は、新潮文庫（1981年）に拠る。
- 5) 宮嶋さんのシナリオは、現代政策学部の黄色瑞華教授による3回の手直しを受けて洗練されていった。なお、本稿に宮嶋さんの原稿を掲載することについて、本人から承諾を得ている。
- 6) 宮嶋さんは、ビブリオバトルで小説の粗筋には触れなかった。それは安易に概略を知らせるのではなく、皆に本を直接手にとって読むことを薦めたいからだそう。彼は、読書を通して感動したり思考を深めたりしていくことの重要性を強調している。
- 7) 2011年4月23日～6月5日。
- 8) 柴田泰志「『海と毒薬』論」日本文学誌要38号（1987年）109頁。
- 9) 衛藤賢史「小説と映画における『海と毒薬』」別府大学紀要32巻（1991年）52頁。
- 10) 遠藤周作「『海と毒薬』ノート（日記より）」『遠藤周作文学全集15巻 日記・年譜・著作目録』新潮社（2000年）259頁。

- 11) 上坂冬子『生体解剖—九州大学医学部事件—』中公文庫（1982年）251—252頁。なお、上坂冬子『新版「生体解剖」事件—B 29飛行士、医学実験の真相』PHP研究所（2005年）は、題名・本文の章題等が少し違って改定されているが、基本は同一である。
- 12) 同253—254頁。
- 13) 同257頁。
- 14) 深野治「解説」東野利夫『汚名「九大解剖事件」の真相』文春文庫（1985年）359頁。
- 15) 平光吾一「戦争医学の汚辱にふれて—生体解剖事件始末記—」田寺正敬『ドキュメント日本人8 アンチヒューマン』学芸書林（1969年）160頁。
- 16) 田中宏巳『B C級戦犯』ちくま新書（2002年）187頁。
- 17) 東野利夫『前掲書』文春文庫（1985年）204頁。
- 18) <http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/geneva/geneva3.html>
- 19) 兼子矛夫「遠藤文学における悪の問題Ⅰ—『海と毒薬』—」湘南工科大学紀要32巻1号（1998年）129頁。
- 20) 産経新聞2011年1月19日。
- 21) 産経新聞2011年5月30日。
- 22) <http://www.jintai.co.jp/explain.html>（2011年6月13日参照）
- 23) <http://redfox2667.blog111.fc2.com/blog-entry-100.html>
- 24) 読売新聞政治部『法律はこうしてうまれた—ドキュメント立法国家—』中公文庫ラクレ（2003年）5頁以下。
- 25) 参加校とその推薦図書は、東海大学『夜間飛行』、武蔵野大学『いばらぎじゃなくていばらき』、常磐大学○『はやぶさ、そうまでして君は』、城西大学『海と毒薬』、帝京大学『もう「いい人」になるのはやめなさい』、法政大学○『田中裕二（爆笑問題）の「ザ・ガール」』、中央大学『ケルトの白馬』、慶應大学『ほしのこえ』、学習院大学『象が踏んでも一回想電車4』、国際基督教大学『戦艦大和ノ最期』、創価大学『モンテ・クリスト伯』、上智大学○『ぼくのメジャースプーン』であった。○の付いた本がチャンプ本に選ばれた。
- 26) 2011年7月12日、ゼミ生みなで草稿を読み、難解な文字や表現を検証し、若干の修正を加えていった。本稿もゼミの成果の一部である。

2011年7月16日脱稿